

整理番号	—	—
担 当 省	財・厚・農・経・環	業主務 財・厚・農・経
担当機関名		

* 担当行政機関が記入のこと

平成・令和 年度分 容器包装の利用・製造等及び再商品化に係る報告書

1. 事業者・所在地等

①から⑨の項目を記入してください。また⑩及び⑪は該当する項目に○を付けてください。

①事業者名(会社名)			②[本 社]所在地		〒				
			[主たる事業所の所在地]		〒				
③代表者名			④資本金額又は出資金額	百万円		⑤総売上高	(H・R 年度) 百万円	⑥従業員数	人
⑦記入者名			⑧担当部・課名			⑨連絡先	電話番号: — —		
⑩主な業務	製 造 業	小 売 業	卸 売 業	サービス業	その他()				
							* 中心となる業務に◎を付けてください。なお、中心となる業務以外にも行っている業務がある場合には、その業務に○を付けてください。		
⑪事業規模	小規模企業	対 象 企 業							
				* いずれかの事業規模に○を付けてください。 注) 小規模企業とは、次の条件に該当する場合があります。 ・主たる業務が小売業、卸売業、サービス業の場合: 従業員数5人以下かつ年間総売上高7千万円以下 ・主たる業務が製造業、その他業種の場合: 従業員数20人以下かつ年間総売上高2億4千万円以下					

CC1-7315

2. 業務の内容

- ①商品の製造、輸入及び委託生産をしているか否かを、商品の種類ごとに選択して○を付けてください。そのうち、中心となる商品の種類1つに◎を付けてください。
②製造、輸入及び委託生産をしている商品にガラスびん、ペットボトル、紙製・プラスチック製の容器包装を利用しているか否かを選択して○を付けてください。
③ガラスびん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器そのものの製造(下請生産を発注している場合を含む)、輸入を行なっているか否かを選択して○を付けてください。

商品の種類		食 料 品	清涼飲料・茶・コーヒー	酒 類	石鹼洗剤・塗料等	医薬品・医薬部外品	化粧品・歯磨等	そ の 他
①製造・輸入・委託生産の有無								
②容器包装の利用 状況	ガ ラ ス ビ ン							
	ペ ッ ト ボ ト ル							
	紙製容器包装							
	プラスチック製容器包装							
③容器の製造又は 輸入の状況	ガ ラ ス ビ ン							
	ペ ッ ト ボ ト ル							
	紙 製 容 器							
	プラスチック製容器							

3. ガラスびん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装の再商品化義務の有無

下記を参考に再商品化義務の有無について○を付けてください。

2. の「②容器の利用状況」及び「③容器の製造状況」の設問で「有」と回答された方は、容器包装リサイクル法の規定に基づき、市町村が分別収集したガラスびん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装について再商品化(リサイクル)義務が生じることとなります。

〔なお、「1. ⑪事業規模」の設問で「1. 小規模企業」に該当した方は再商品化義務が免除されております。

また、「製造、輸入又は利用している容器の全てにつき主務大臣から自主回収の認定を受けている場合」又は「容器包装を用いた商品の全てが業務用であり家庭から排出されない場合」には、再商品化義務量が0kgとなります。

再商品化義務が生じた場合には、指定法人(財)日本容器包装リサイクル協会に再商品化の委託を行うか、主務大臣の認定を受けた上で自ら又は指定法人以外の他者に委託することにより再商品化を行なわなければなりません。

以降の設問は、前項の「3. ガラスびん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装の再商品化義務の有無」において、再商品化義務がないと判断された場合には記入は不要です。

指定法人との契約の有無 (○で囲んで下さい)	有	→②指定法人との契約状況以降の設問についても回答してください。
	無	→5. <u>再商品化義務量以降の設問に回答してください。</u> 容器包装リサイクル法に基づき指定法人に再商品化の委託を行う義務があります。 本報告書を速やかに御返送の上、至急(財)日本容器包装リサイクル協会に御連絡ください。

①平成・令和 年度分の契約締結年月日		平成・令和 年 月 日
②再商品化委託量	ガラスびん(無色)	kg
	ガラスびん(茶色)	kg
	ガラスびん(その他の色)	kg
	ペットボトル(飲料又はしょうゆ用)	kg
	紙製容器	kg
	プラスチック製容器	kg
	紙製包装	kg
	プラスチック製包装	kg

CC1-7315

5. 再商品化義務量(単位:kg)

容器包装区分別、業種別に再商品化義務量を算定した際の数値を記入してください。

なお、それぞれの内訳を次のページ以降の個票に記入してください。

業 種	ガラスびん (無 色)		ガラスびん (茶 色)		ガラスびん (その他の色)		ペットボトル (飲料又はしょうゆ用)	
	利 用	製 造	利 用	製 造	利 用	製 造	利 用	製 造
1. 食料品製造業	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
2. 清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
3. 酒類製造業	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
4. 医薬品製造業	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
5. 化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
6. その他の業種	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
小 計	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
合 計	kg		kg		kg		kg	

業 種	紙製容器		プラスチック製容器		紙製包装		プラスチック製包装	
	利 用	製 造	利 用	製 造	利 用	製 造	利 用	製 造
1. 食料品製造業	kg	kg	kg	kg	kg		kg	
2. 清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業	kg	kg	kg	kg	kg		kg	
3. 酒類製造業	kg	kg	kg	kg	kg		kg	
4. 油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	kg	kg	kg	kg	kg		kg	
5. 医薬品製造業	kg	kg	kg	kg	kg		kg	
6. 化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	kg	kg	kg	kg	kg		kg	
7. 小売業	kg	kg	kg	kg	kg		kg	
8. その他の業種	kg	kg	kg	kg	kg		kg	
小 計	kg	kg	kg	kg	kg		kg	
合 計	kg		kg		kg		kg	